健康福祉局衛生研究所

名古屋市衛生研究所処務規程(昭和25年名古屋市達第39号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
第5条 (略)	第 5 条 (略)
2 担当課長の分担事項は、次のとおりと	2 担当課長の分担事項は、次のとおりと
する。	する。
担 当 課 長 (精度管理)	担 当 課 長(精度管理)
(1) 感染症の予防 <u>及び</u> 食品衛生に係る検	(1) 感染症の予防 <u>、</u> 食品衛生 <u>及びその他</u>
査の業務管理(研究所の所管に係るも	<u>所長の指定する事項</u> に係る検査の業務
のに限る。)に関すること。	管理(研究所の所管に係るものに限
	る。)に関すること。
(2) (略)	(2) (略)

附則

この達は、令和7年4月1日から施行する。